（脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条　脱炭素成長型経済構造移行推進機構の財務及び会計に関する省令（令和六年経済産業省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（用語） **第一条**　この省令において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。 （勘定区分） **第三条**　機構の会計においては、法第百二十四条の規定により経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び純資産を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算するものとする。 ２　（略） （収入支出予算） **第六条**　収入支出予算は、法第百二十四条の規定により設けた勘定ごとに、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。 （予算の添付書類） **第七条**　機構は、法第百二十二条第一項前段の予算の認可を受けようとするときは、予算に次に掲げる書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） ２　機構は、法第百二十二条第一項後段の予算の変更の認可を受けようとするときは、変更後の予算に次に掲げる事項を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類も添付しなければならない。 一・二　（略） （事業計画） **第十一条**　法第百二十二条第一項の事業計画には、法第百十一条第一項各号に掲げる業務、同条第二項に掲げる業務並びに同条第三項に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。 （資金計画） **第十二条**　法第百二十二条第一項の資金計画には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。 一～三　（略） ２　機構は、法第百二十二条第一項後段の資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 （財務諸表） **第十三条**　法第百二十三条第一項に規定する書類は、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （附属明細書） **第十四条**　機構が法第百二十三条第一項の規定により毎事業年度作成する附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　（略） 二　主な資産及び負債の明細に関する事項 イ～ハ　（略） （削る） ニ　（略） 三・四　（略）	（定義） **第一条**　この省令において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。 （勘定区分） **第三条**　機構の会計においては、法第六十三条の規定により経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び純資産を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算するものとする。 ２　（略） （収入支出予算） **第六条**　収入支出予算は、法第六十三条の規定により設けた勘定ごとに、収入にあってはその性質、支出にあってはその目的に従って区分するものとする。 （予算の添付書類） **第七条**　機構は、法第六十一条第一項前段の予算の認可を受けようとするときは、予算に次に掲げる書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。 一～三　（略） ２　機構は、法第六十一条第一項後段の予算の変更の認可を受けようとするときは、変更後の予算に次に掲げる事項を記載した書類を添付して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が前項第二号又は第三号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類も添付しなければならない。 一・二　（略） （事業計画） **第十一条**　法第六十一条第一項の事業計画には、法第五十四条第一項各号に掲げる業務及び同条第二項に掲げる業務に関する計画を記載しなければならない。 （資金計画） **第十二条**　法第六十一条第一項の資金計画には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならない。 一～三　（略） ２　機構は、法第六十一条第一項後段の資金計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 （財務諸表） **第十三条**　法第六十二条第一項に規定する書類は、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （附属明細書） **第十四条**　機構が法第六十二条第一項の規定により毎事業年度作成する附属明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　（略） 二　主な資産及び負債の明細に関する事項 イ～ハ　（略） ニ　機構が行った出資額の明細 ホ　（略） 三・四　（略）